

令和8年度恩納村「アメリカホームステイプログラム」派遣事業実施要領
～アメリカで学ぶ・出会う・成長するホームステイプログラム～

【1】 恩納村「アメリカホームステイプログラム」派遣事業実施要項により、村内在住の中高校生に向けて募集を行い、被派遣者を決定します。

【2】 応募資格

- (1) 恩納村に住所を有する者(令和8年4月1日現在村に住民登録がされ、引き続き住所を有する者。ただし入寮などにより一時的に恩納村から住所を沖縄県内に異動した場合を除く。)で、恩納村内の中学校(恩納村から県内私立・公立中学校に通う者も含む)又は沖縄県内の高等学校(通信制含む)に在学中であり、原則として英検3級以上の合格者(1次試験のみ合格は所持とみなさない)とする。(ただし、後述の各申込枠において英検3級以上所持者の応募がない場合に限り、英検3級未満所持者であっても選考の対象とする。またTOEIC等其他の試験・資格についても、英検3級以上相当とする。)
- (2) 英語圏での生活経験がなく、家庭で英語を母国語として使用していない者。
- (3) 将来、大学への進学又は地域・青少年団体等において活発な活動が期待できる者。
- (4) 協調性を有し、主催者の計画に従って規律ある団体生活ができ、心身ともに健康な者。
- (5) 郷土の歴史、文化、芸能、音楽等に関心があり、ある程度の知識を有する者。
- (6) 応募にあたり保護者の同意が得られる者。
- (7) 世帯員(同居者)に村税等の未納がない者。
- (8) 派遣決定後、指定された期日までに指定様式の健康診断書を提出できる者。
- (9) ESTA(ビザ免除プログラム利用時の電子渡航認証システム)の申請要件を満たす者。
- (10) 派遣により得られた体験を、村内小中学校で報告することができる者。

【3】 「ホームステイプログラム」で学ぶ部門

- (1) 英語学習 実用的英会話の授業(日常的、社交的な英会話等)
- (2) 野外活動 社会見学・文化交換会・レクリエーション・ボランティア活動等
- (3) 余暇活動 土・日曜日にホストファミリーとの余暇活動

【4】 派遣期間及び派遣場所

令和8年7月下旬から約3週間 アメリカ合衆国西海岸地域

【5】 募集期間

令和8年4月2日(木) ～ 4月20日(月)午後5時まで

※添付漏れや記載誤りがあり、上記期間までに補正を行わなかった場合は失格とします。

【6】 募集人員 原則として次の区分からなる高校生及び中学生の合計 8 人程度

(1) **【就学援助世帯枠 1 人以内】** 次のいずれかに該当する世帯の生徒

- ① 現在、生活保護を受給中である世帯
- ② 世帯員全員が住民税非課税である世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 学校教育法の規定による就学援助を受けている世帯

(2) **【一般枠 7 名程度】**

うち 2 名はうんな中学校に在籍する生徒から派遣するものとします。

※ ただし、就学援助世帯枠において募集定員に満たない場合は、その枠を一般枠に振り替えるものとし、その場合の個人負担額は、一般枠と同額とします。

【7】 自己負担等

(1) **自己負担額:最大 10 万円+(3)に掲げる費用**

※ 就学援助世帯枠で派遣される者は、以下「(3) 個人負担」に掲げる費用のみの自己負担となります。

(村が以下(2)の現地研修費に係る費用を負担します。ただし児童扶養手当受給者証、要保護・準要保護認定通知書、保護者の住民税非課税証明書等により、就学援受給助世帯相当であることが確認できる場合に限りです。

【自己負担額の内訳】

(2) 自己負担額(上限 10 万円、就学援助世帯枠以外の生徒が負担)

- 那覇空港から現地までの航空運賃、現地研修費
- 米国出入国通行税等・入国審査料等
- 空港使用料、空港税等
- 燃油サーチャージ

(3) 個人負担

(就学援助世帯枠の派遣決定者も含め、上記の自己負担とは別に以下の費用は全て個人の負担となります。)

- パスポート申請費用(有効期限 5 年・¥11,000 すでに所持している場合は不要)
※ 20 歳未満については、有効期限5ヶ年での作成となります。
- ESTA(ビザ免除プログラム利用時の電子渡航認証システム)申請料 ¥3,300 程度
- 23kgを超える航空受託手荷物料金
- 任意の海外旅行保険料
- 準備に関しての個人的出費(スーツケース、カメラ、ホームステイ先へのお土産等)
- 電話代、郵便料、個人的な小遣い、お土産にかかる税金
- ホームステイ先での外出中に発生する税、サービス料、入場料、チップ等

【8】 応募方法

(1) 申込先

村ホームページ内の申し込みフォームから期限内に申し込んでください。

(2) 申請に必要な書類

村ホームページ内申し込みフォームからアップロードしてください。

- 英検 3 級以上であることが確認できる書類(合格証等)
- 在学証明書又は学生証(今年の 4 月に発行されたもの。うんな中学校に在籍中である場合は不要です。)
- (就学援助世帯枠に申し込む場合のみ)児童扶養手当受給者証、要保護・準要保護認定通知書、保護者の住民税非課税証明書など、就学援助世帯相当であることが確認できる書類

※ 派遣決定後には、指定された期日までに指定様式の健康診断書をご提出いただきますのでご注意ください。

【9】 募集についての周知・広報について

- (1) 村防災無線・村広報誌・村ホームページ等での広報を行います。

【10】 選考と通知

- (1) 社会教育課長、学校教育課長、派遣主任指導主事、派遣指導主事等で組織する選考委員会において、作文、ボランティア活動歴、趣味、賞罰、自己 PR 等の内容を総合的に審査して選考します。なお必要に応じて、選考委員を追加することがあります。
- (2) 選考の結果については、結果にかかわらず 5 月末までに文書により通知します。
- (3) 選考過程や合否の理由などに係るお問い合わせについては、一切お答えできません。

【11】 辞退の報告

- (1) 被派遣者として決定された者が個人的な都合により参加できなくなった場合には、速やかに村教育委員会へ報告してください。場合によっては、すでに納めた個人負担額の返金は出来かねますのでご注意ください。
- (2) 参加者が本人の都合により参加できない旨の通知は、5月25日(月)までとします。

【12】 派遣決定の取り消し

- (1) 派遣の決定後、ESTA の申請資格がないなど応募資格を満たさない又は応募書類に虚位の記載が判明した場合や、健康診断においてプログラム参加に「支障がある」と診断された場合は、その決定を取り消すことがありますので、あらかじめご注意ください。

【13】派遣後の報告について

- (1) 参加者は、「ホームステイプログラム」の出発から帰国するまでの間、毎日確実に日記を付けてください。
- (2) ホームステイプログラムから得られた体験を村内小学校の6年生に報告する体験報告会を村内小学校にて行いますので、必ずご参加ください。
村から所属学校長へ宛てて、体験報告会への派遣を文書にて依頼します。
体験報告会は村内小学校にて行いますので、会場となる小学校への送迎は保護者にてお願いします。
※ うんな中学校在籍の生徒は、うんな中学校の生徒に向けて体験を報告してください。

【その他留意事項】

以下の事項をあらかじめご留意のうえ、ご応募ください。

- ・ 派遣される地域や受け入れホストファミリーを希望・選択することはできません。(村からの委託事業者がホストファミリー、派遣生の状況を勘案して割り振ります。)
- ・ 受け入れホストファミリーによって、それぞれ夕方・夜・週末の過ごし方が異なります。
- ・ 現地へスマートフォン・携帯電話などの通信機器を持っていくことはできません。現地に同行するスタッフが写真・レポートを委託先事業者のホームページにアップしますので、保護者はそちらから状況をご確認いただくことになります。(緊急時には、現地同行スタッフを通じて保護者へ連絡します。)
- ・ 派遣先では、アレルギー除去食の提供等、日本と同様の対応が出来かねます。



<お問い合わせ>

恩納村社会教育課 社会教育係

TEL:098-966-1210

MAIL:shakai@vill.onna.lg.jp